

大阪湾沿岸海岸保全基本計画

平成 14 年 8 月

大 阪 府
兵 庫 県

はじめに

兵庫県南東部と大阪府が面している大阪湾沿岸は、淡路沿岸東部とともに大阪湾を形成する海岸で、変化に富んだ多様な表情を見せて、人々に愛され親しまれています。

大阪湾沿岸は、全国第二位の人口、資産の集中する都市部であると同時に、日本を代表する港湾を有する物流の中心地です。しかし一方では、明石海峡や紀淡海峡などを望む風光明媚な観光地でもあり、また、タコやタイ、スズキ、カレイなどの豊かな漁場が広がるなど、多彩な表情を見せる海岸となっています。

また、これまでの台風等による高潮被害に加え、未曾有の被害を生じた阪神・淡路大震災を経験することで、防災への関心や期待が強く寄せられている地域でもあります。

これまで、海岸保全施設の整備については、国土保全のため防護に重点を置いて進められてきましたが、近年では、消費型社会から循環型社会への転換などに見られる社会・経済動向の変化や自由時間の増大、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請も自然環境の保全や海岸の利用など、多岐に渡ってきました。

こうした状況をふまえて、平成11年に「海岸法」が改正され、第一の目的である防護に加えて環境、利用との調和を図るとともに、地域の意向を十分に配慮した総合的な海岸管理を行うことが明記され、国の定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県が海岸保全基本計画を策定することとなりました。

そこで、大阪府と兵庫県では、大阪湾沿岸の貴重な自然や景観を保全しつつ、安全で快適な生活空間を守ることを前提として、「防護」「環境」「利用」の3つの役割が調和のとれた状態で機能するよう、長期的な視点に立って、本基本計画を策定しました。

なお、本基本計画に基づき海岸管理者として具体的な施策を行うことができるのは、海岸保全区域と一般公共海岸区域に限定されます（p(6)「4. 海岸保全基本計画の対象範囲」参照）。

しかし、海岸の環境は、大阪湾全体の海域、背後地、流入する河川流域など広範なエリアの環境と密接な関係があるため、「海岸の保全に関する基本的な事項」においては、検討の対象を海岸管理者として取り扱う区域に限定せず、影響すると考えられる範囲にまで拡大して、検討、評価を行い施策等を策定しております。

これらの施策等のうち、海岸管理者が直接実施することができないものについては、関係機関等との調整を図るとともに地域住民とも連携を図り、実現に向けて努めてまいります。

【目次】

海岸保全基本計画の策定にあたって (1)

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項	1
----------------------------	----------

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1
1-1 海岸の概要	1
1-2 海岸の現状	5
1-2-1 自然的特性	5
1-2-2 社会的特性	11
1-2-3 海岸保全の現状	19
1-2-4 大阪湾沿岸の特性総括	21
1-3 大阪湾沿岸の長期的な在り方	24
1-3-1 大阪湾沿岸の長期的な課題	24
1-3-2 大阪湾沿岸の保全に関する基本理念	29
1-3-3 大阪湾沿岸の保全に関する基本方針	31
2. 海岸の防護に関する事項	32
2-1 海岸の防護の目標	32
2-1-1 防護すべき地域	32
2-1-2 防護水準	32
2-2 防護の目標を達成するための施策	34
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	36
3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策	36
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	38
4-1 公衆の適正な利用を促進するための施策	38
5. ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向	40
5-1 沿岸のゾーン区分	40
5-2 エリア特性の区分の考え方	41
5-3 ゾーン毎の施策	44

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	55
-------------------------	----

- 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 55
 - 1-1 整備対象区域の選定方針 55
 - 1-2 整備対象区域の選定 55
- 2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等 60
 - 2-1 海岸保全施設の計画諸元 60
 - 2-2 海岸保全施設の整備内容 60
 - 2-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 60

第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	67
-----------------------	----

添付図